

老発 0926 第 2 号
令和 5 年 9 月 26 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、令和 5 年 3 月 28 日老発 0328 第 3 号本職通知の別紙「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別添)

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	改正前
標記については、別紙のとおり「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和5年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日から適用することとしたので通知する。 ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。 なお、実施要綱の内容については、<u>オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど</u>、今後、新型コロナウイルスに係る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの<u>変更後から異なる状況になった場合には</u>変更が生じる可能性がある。 (別紙) 令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (1)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつ	標記については、別紙のとおり「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和5年 <u>5</u> 月 <u>8</u> 日から適用することとしたので通知する。 ついては、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。 なお、実施要綱の内容については、今後、新型コロナウイルスに係る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの<u>見直し後の状況を踏まえ</u>変更が生じる可能性がある。 (別紙) 令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 (1)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつ

つ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

ア (略)

イ 対象経費

令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成（ただし、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和5年3月28日付け老発 0328 第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき助成を行う。）

(ア) a. ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当 （令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する

つ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

ア (略)

イ 対象経費

令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成（ただし、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和5年3月28日付け老発 0328 第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき助成を行う。）

(ア) a. ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

自費検査費用（別添１のとおり。（介護施設等に限る）） ② （略） 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ③～⑥ （略） b 及び c （略） （イ）及び（ウ） （略） （２） （略） 4 その他留意事項 （略） 【別添１】 （略） 【別添２－１】 （略） 【別添２－２】 本実施要綱３（１）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。 1 助成対象 （略）	② （略） 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ③～⑥ （略） b 及び c （略） （イ）及び（ウ） （略） （２） （略） 4 その他留意事項 （略） 【別添１】 （略） 【別添２－１】 （略） 【別添２－２】 本実施要綱３（１）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。 1 助成対象 （略）
--	--

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1 の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

(1)～(5) (略)

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 施設内療養者※が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	<u>令和5年5月8日 から9月30日まで</u>	<u>令和5年10月1日 以降</u>
<u>小規模施設等 (定員29人以下)</u>	<u>同一日に2人以上</u>	<u>同一日に4人以上</u>
<u>大規模施設等 (定員30人以上)</u>	<u>同一日に5人以上</u>	<u>同一日に10人以上</u>

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1 の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

(1)～(5) (略)

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者※が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者※が同一日に5人以上いること。

※ (略)

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	<u>令和5年5月8日 から9月30日まで</u>	<u>令和5年10月1日 以降</u>
<u>2の①から⑥を満 たす場合の補助</u>	<u>1日1万円 (最大15万円)</u>	<u>1日5千円 (最大7万5千円)</u>
<u>上記に加えて2の ⑦の要件を満たす 場合の追加補助</u>	<u>1日1万円 (最大15万円)</u>	<u>1日5千円 (最大7万5千円)</u>

なお、助成額は別添3の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他 (略)

参考1～3 (略)

※ (略)

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する(一人あたり最大15万円を補助。)

また、2の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する(一人あたり最大15万円を追加補助。)

なお、助成額は別添3の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他 (略)

参考1～3 (略)

【別添 3】

【別添3】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（基準単価）

[illegible]

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また

- ① 各サービスチームを主として、各サービスに各サービスチームの専任の担当者として参加し、各サービスチームの相談（上記②～④）に協同する。
- ② 各サービスに迅速な対応と事務（指示・報告）の円滑なマネジメントを担う事業所は、通所型として各事業所（通所型事業所）と訪問型（訪問型事業所）と、各サービスアテンションセンター（総合生活支援事業所）にそれぞれ、各サービスチームの専任の担当を担任して参加し、各サービスチームの相談（上記②～④）に協同する。
- ③ 通所型事業所と訪問型アテンションセンター事業所は、各事業所間の連携を図り、助成の申請単位として申請することとする。
- ※2 ①～③の各サービスチームにおいて担当するサービスに必要となる事業所は、通所型事業所（通所型事業所）と訪問型事業所（訪問型事業所）にそれぞれ、各サービスチームの人員配置等の取組について（表1）（令和2年4月2日厚生労働省から関係機関等に配布された資料）。
- ※3 通所型事業所と訪問型事業所（訪問型事業所）の2にそれぞれサービスチームを担う事業所を指す。
- ※4 「自主的に参加し、各事業所が求める支援体制の策定において、策定した①の通所型サービス事業所との間に各サービスの連携する場合は参加が任意（上記③）以上の場である。

【別添 3】

【別添3】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（基準単価）

事業単位 (単位:千円、1事業所又は1定員当たり)										
助成対象			(1) 緊急時介護人材確保・職能発達促進等支援事業							
			【緊急時の介護人材確保に際しての費用】 ① 施設等の感染等により人員不足が生じた介護人材の確保 一定の要件に該当する介護職員(第1項)の派遣、職員確保等に係る費用 ② 施設等の介護人材確保に際しての費用(第2項)の派遣、職員確保等に係る費用 ③ 施設等の介護人材確保に際しての費用(第3項)の派遣、職員確保等に係る費用							
			【緊急時の介護人材確保に際しての費用】 ① 施設等の感染等により人員不足が生じた介護人材の確保 一定の要件に該当する介護職員(第1項)の派遣、職員確保等に係る費用 ② 施設等の介護人材確保に際しての費用(第2項)の派遣、職員確保等に係る費用 ③ 施設等の介護人材確保に際しての費用(第3項)の派遣、職員確保等に係る費用							
事業所・施設等の種別(第1)			各サービス共通			各サービス共通				
			各サービス共通			各サービス共通				
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所		
	2	大規模型(1)	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所		
	3	大規模型(1)	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所		
	4	短期滞在型通所介護事業所(療養型通所介護事業所を含む)	231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所		
	5	認知症対応型通所介護事業所	226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所		
短期入居系	6	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所		
	7	大規模型(1)	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所		
	8	大規模型(1)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所		
	9	短期入居型生活介護事業所、短期入居型療養介護事業所	27	/定員	-	-	13	/定員		
	10	短期入居型介護事業所	320	/事業所	-	-	160	/事業所		
訪問系	11	短期入居型介護事業所	339	/事業所	-	-	169	/事業所		
	12	訪問介護事業所	311	/事業所	-	-	156	/事業所		
	13	訪問介護・パターナール事業所	137	/事業所	-	-	68	/事業所		
	14	定額訪問型認知症対応型訪問介護事業所	208	/事業所	-	-	254	/事業所		
	15	訪問型認知症対応型介護事業所	504	/事業所	-	-	102	/事業所		
多機能型	16	在宅介護支援事業所	148	/事業所	-	-	74	/事業所		
	17	福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	282	/事業所		
	18	在宅療養支援診療所	33	/事業所	-	-	16	/事業所		
	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	-	237	/事業所		
	20	小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	-	319	/事業所		
入居型・併設系	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	-	19	/定員		
	22	地域密着型介護老人福祉施設	48	/定員	-	-	24	/定員		
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	-	20	/定員		
	24	介護療養型医療施設	48	/定員	-	-	24	/定員		
	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	-	21	/定員		
対象費	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	-	18	/定員		
	27	介護老人ホーム、軽養老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅(付設型高齢者施設)	37	/定員	-	-	19	/定員		
	28	介護老人ホーム、軽養老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅(付設型高齢者施設)	35	/定員	-	-	18	/定員		
				【緊急時の介護人材確保に際しての費用】 ① 施設等の感染等により人員不足が生じた介護人材の確保 一定の要件に該当する介護職員(第1項)の派遣、職員確保等に係る費用 ② 施設等の介護人材確保に際しての費用(第2項)の派遣、職員確保等に係る費用 ③ 施設等の介護人材確保に際しての費用(第3項)の派遣、職員確保等に係る費用						
				【緊急時の介護人材確保に際しての費用】 ① 施設等の感染等により人員不足が生じた介護人材の確保 一定の要件に該当する介護職員(第1項)の派遣、職員確保等に係る費用 ② 施設等の介護人材確保に際しての費用(第2項)の派遣、職員確保等に係る費用 ③ 施設等の介護人材確保に際しての費用(第3項)の派遣、職員確保等に係る費用						
助成額				【緊急時の介護人材確保に際しての費用】 ① 施設等の感染等により人員不足が生じた介護人材の確保 一定の要件に該当する介護職員(第1項)の派遣、職員確保等に係る費用 ② 施設等の介護人材確保に際しての費用(第2項)の派遣、職員確保等に係る費用 ③ 施設等の介護人材確保に際しての費用(第3項)の派遣、職員確保等に係る費用						
				【緊急時の介護人材確保に際しての費用】 ① 施設等の感染等により人員不足が生じた介護人材の確保 一定の要件に該当する介護職員(第1項)の派遣、職員確保等に係る費用 ② 施設等の介護人材確保に際しての費用(第2項)の派遣、職員確保等に係る費用 ③ 施設等の介護人材確保に際しての費用(第3項)の派遣、職員確保等に係る費用						

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各、各種予知サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービス間の区分は受ける場合は、介護サービスの範疇（上記①～③）に分類される。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（介護サービス・介護予防プログラムの）を実施する事業所は、適用型（通所介護事業所（通常規模型））と訪問型（訪問介護事業所）と、介護予防プログラムは介護支援事業所に限りますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの範疇（上記①～③）に分類される。
- 通所介護及び通所ケアセンター事業所の事業別（介護職員）上の規模区分より、助成申請時時点で押印する場合は、「新設型（新規サービス提供）認定居る介護サービス事業所」の人員基準を臨時の数値について（第28項）（令和2年2月4日厚生労働省若者労働政策課追加広報推進室発）
- 報酬額、老人保健福祉課補助に別添の②に基づきサービスを提供している事業所とする。
- 「自主的に休業」は、事業者等による災害復旧の災域において、災害にあった日（通所サービス事業所の開設の日）におけるサービスの提供を受ける場合を除く）と避難区域となる場合を除く。